

# 青年センター 基本使用料金表

(税込金額 単位:円)

区 分			午前	午後	夜間	
			9時～12時	12時～17時	17時～21時	
第1研修室 和 室	教育目的のための使用		880	880	1,100	
	営業目的のための使用		2,640	2,640	3,300	
	その他の使用		1,760	1,760	2,200	
第2研修室	教育目的のための使用		440	440	660	
第3研修室	営業目的のための使用		1,320	1,320	1,980	
	その他の使用		880	880	1,320	
第4研修室	教育目的のための使用		1,320	1,320	1,650	
	営業目的のための使用		3,960	3,960	4,950	
	その他の使用		2,640	2,640	3,300	
体育館	専用 使用	入場料を 徴収しない 場合の使用	スポーツ競技 及び教育目的 全面	1,100	1,650	2,200
			半面	550	820	1,100
		その他	全面	5,500	11,000	16,500
			半面	2,750	5,500	8,250
		入場料を 徴収する 場合の使用	スポーツ競技 及び教育目的 全面	4,400	6,600	8,800
			半面	2,200	3,300	4,400
	その他	全面	11,000	16,500	22,000	
		半面	5,500	8,250	11,000	
	個人 使用	高 校 生	1回	50		
			回数券(12枚)	500		
		一 般	1回	100		
			回数券(12枚)	1,000		

## 備 考

1. 専用使用とは、大会、交流試合等で体育館の全部又は一部を専用して使用する場合をいいます。
2. 使用時間が2区分以上を通した場合又は2区分以上の場所を使用する場合の使用料はその合算額とします。
3. 使用者の都合により使用時間を短縮した場合であっても、使用料は減免しません。
4. 物品の販売を目的とした使用はできません。
5. 本表において入場料とは、名目のいかんにかかわらず、その目的に対し金銭を徴収することをいいます。
6. 暖房料金は、基本料金の3割です。(暖房期間は、概ね11月から翌年4月まで)  
ただし、体育館の個人使用に対しては、暖房料金がかかりません。

## 使用上の注意

1. 承認書は、青年センター使用の際携帯し、職員の要求があったときには提示してください。
2. 承認された時間に準備、後始末の時間を含みますので注意してください。
3. 青年センターの使用の権利は、他人に譲ったり転貸することはできません。
4. 既に納めた使用料は、条例で定める以外はお返しできません。
5. 施設及び付属施設等の使用に当たっては、すべて職員の指示に従ってください。
6. 壁、柱、窓等にはり紙をしたり、画びょう、釘等を打ち込まないでください。
7. 使用者は、青年センター内の秩序保持のため必要な整理員を配置してください。
8. 許可なく物品の販売、広告、宣伝及び寄付募集行為はしないでください。
9. 火気の取り扱いには特に注意し、指定された場所以外での喫煙はさせないでください。
10. 指定された場所以外での飲食、青年センター内でのチューインガムは食べさせないでください。
11. 下駄、泥靴での入場はさせないでください。
12. 騒音や罵声を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑をかける行為はさせないでください。
13. 建物及び付属設備等を破損し、又は滅失したときは、何人の行為であっても、使用者は、その損害を弁償してください。
14. 使用者が搬入した物品等は、使用者の責任において管理してください。
15. 使用時間は正確に守り、使用の前後には必ず職員に申し出てください。
16. 催し物のプログラムは、使用日7日前までに事務室に提出してください。
17. 詳細については、事務室にお問い合わせください。